

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による意見の聴取……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)…
- 保安林の指定解除予定……………
- …(産業労働局農林水産部森林課)…
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可(三件)……………
- …(港湾局離島港湾部管理課)…

### 公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
- …(生活文化局都民生活部地域活動推進課)…
- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

## 告示

### ●東京都告示第十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第一項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会

の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十八年一月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 公聴会を行う日時 平成二十八年一月十九日(火曜日)午後二時三十分から

二 公聴会を行う場所 地域振興プラザ四階 中会議室  
稲城市東長沼二一―二番地の一

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課指導第一係(東京都立川合同庁舎二階)  
立川市錦町四丁目六番三号  
電話〇四二(五四八)二〇五六

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 稲城市百村一四六二の一  
所氏名 南山東部土地区画整理組合 理事長 森 正平  
建築敷地 稲城市大字東長沼字九号二五五九の一ほか  
地域地区 第一種低層住居専用地域  
等

### 申請の概要

工事種別	新築
及び用途	集会場
敷地面積	約二、四九八平方メートル
建築面積	約一八八平方メートル
延べ面積	約一九一平方メートル
構造及び階数	木造 地上二階

高さ 五・二七五メートル  
適用条文 建築基準法第四十八条第一項ただし書

### ●東京都告示第十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年一月八日

東京都知事 舩添 要一

一 解除を予定する保安林の所在場所

稲城市大字矢野口字西山三一五三番一、三一五三番二、同市大字矢野口字谷戸三一八八番、三一八九番、三一九一番から三一九三番まで、三一九七番イ、三一九七番ロ、三一九九番、三二〇〇番、三二二八番、三二二九番、同市大字矢野口字大久保三五九〇番、三五九一番、三五九三番、三六〇九番イ、三六〇九番ロ、三六〇九番ハ、三六〇九番ニ、三六〇九番ホ、三六〇九番ヘ、三六〇九番ト、三六〇九番チ、三六〇九番リ、三六〇九番ヌ、三六〇九番ル、三六〇九番ワ、三六〇九番ヰ、三六〇九番カ、三六〇九番ク、三六〇九番タ、三六一〇番

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

### ●東京都告示第十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」

という。)第二十二条第一項の規定に基づき、御蔵島港湾区域内公有水面埋立てに係る埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月八日

御蔵島港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 舛添 要一

一 しゅん功認可年月日

平成二十八年一月八日

二 しゅん功認可を受けた者

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都

代表者 東京都知事 舛添 要一

三 埋立区域

(一) 位置

御蔵島村里浜地先御蔵島港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(北緯三三度五三分四一秒、東経三九度三五分一二秒)から一五七度五三分三二秒一八・九五メートルの地点

②の地点 ①の地点から三二度三七分四三秒二〇・〇一九メートルの地点

③の地点 ②の地点から四一度二八分一四秒二〇・八九メートルの地点

④の地点 ③の地点から一三一度三〇分二七秒二〇・〇二三メートルの地点

(三) 面積

四一八・七一平方メートル

四 埋立地の用途

ふ頭用地

五 埋立ての免許の年月日及び番号

平成二十三年四月二十二日 二十三港島管第二十三号

六 法第二十二條第三項の市町村

御蔵島村

●東京都告示第二十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第二十二條第一項の規定に基づき、御蔵島港湾区域内公有水面埋立てに係る埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月八日

御蔵島港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 舛添 要一

一 しゅん功認可年月日

平成二十八年一月八日

二 しゅん功認可を受けた者

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都

代表者 東京都知事 舛添 要一

三 埋立区域

(一) 位置

御蔵島村里浜地先御蔵島港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑧の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(北緯三三度五三分四四秒、東経三九度三五分二〇秒)から一五二度一八分五〇秒二六・六九六メートルの地点

②の地点 ①の地点から三二度四八分五五秒六・九五二メートルの地点

③の地点 ②の地点から三三度二四分五九秒一八・〇二二メートルの地点

④の地点 ③の地点から三三度〇〇分五九秒二二・一六七メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から三三度〇三分二九秒一一・三一五メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三三度四三分三六秒五・四九九メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三三度五二分四二秒二〇・〇四八メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一五度四〇分二三秒八〇・七五七メートルの地点

(三) 面積

二、〇七三・二〇平方メートル

四 埋立地の用途

ふ頭用地

五 埋立ての免許の年月日及び番号

平成二十三年四月二十二日 二十三港島管第二十二号

六 法第二十二條第三項の市町村

御蔵島村

●東京都告示第二十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第二十二條第一項の規定に基づき、三浦漁港漁港区域内公有水面埋立てに係る埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

ん功を認可したので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年一月八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 しゅん功認可年月日

平成二十八年一月八日

二 しゅん功認可を受けた者

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都

代表者 東京都知事 舛添 要一

三 埋立区域

(一) 位置

神津島村船戸ヶ沢地先三浦漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち1の地点から12の地点までを順次結んだ線、12の地点と13の地点を結ぶ平成二十一年の春分の満潮位(D. L. +1.254メートル)と公有水面の境界線、13の地点から49の地点までを順次に結んだ線及び1の地点から49の地点を結んだ線により囲まれた区域

1の地点

基準点(漁No五五)(北緯三四度一分五五秒五一〇、東経一三九度〇九分一七秒〇九一九)から一七度二分四三秒二〇五・八六九メートルの地点

2の地点

1の地点から二〇八度三一分四七秒七六・七五〇メートルの地点

3の地点

2の地点から一一八度三一分四七秒三・〇〇〇メートルの地点

4の地点

3の地点から二〇八度三四分〇〇秒〇・七三〇メートルの地点

5の地点

4の地点から一六三度一八分三三秒一・三三〇メートルの地点

6の地点

5の地点から二五三度一九分二二秒三・〇〇〇メートルの地点

7の地点

6の地点から一六三度一九分四二秒四六・三六〇メートルの地点

8の地点

7の地点から七三度一九分二二秒三・〇〇〇メートルの地点

9の地点

8の地点から一六三度一九分三七秒六・七〇六メートルの地点

10の地点

9の地点から二九五度〇三分五九秒八・一〇五メートルの地点

11の地点

10の地点から一六三度一九分二三秒七・三九一メートルの地点

12の地点

11の地点から一一五度二〇分〇二秒七一・〇二〇メートルの地点

13の地点

12の地点から二〇五度二〇分一〇秒二〇・四七八メートルの地点

14の地点

13の地点から一一五度〇九分二四秒一二・五三六メートルの地点

15の地点

14の地点から二〇五度〇七分五六秒一・九五〇メートルの地点

16の地点

15の地点から二九五度〇七分二四秒三・九九九メートルの地点

17の地点

16の地点から二〇五度〇七分五五秒一六・一一〇メートルの地点

18の地点

17の地点から一一五度〇七分二四秒三・九九九メートルの地点

19の地点

18の地点から二〇五度〇七分〇三秒一・八五九メートルの地点

20の地点

19の地点から一七一度〇四分四六秒〇・八〇〇メートルの地点

21の地点

20の地点から二六一度〇五分五三秒四

22の地点

〇〇〇メートルの地点

23の地点

21の地点から一七一度〇六分二一秒四八・三八〇メートルの地点

24の地点

22の地点から八一度〇五分五三秒四・〇〇〇メートルの地点

25の地点

23の地点から一七一度〇八分〇五秒〇・九一五メートルの地点

26の地点

24の地点から一一五度五四分四二秒二・〇〇〇メートルの地点

27の地点

25の地点から二〇五度五三分五六秒四・〇〇〇メートルの地点

28の地点

26の地点から一一五度五三分五八秒五・三九〇メートルの地点

29の地点

27の地点から二五度五三分三三秒四・〇〇一メートルの地点

30の地点

28の地点から一一五度五四分〇九秒一〇・七五〇メートルの地点

31の地点

29の地点から二一五度三〇分二四秒三〇・三〇七メートルの地点

32の地点

30の地点から二九六度〇〇分〇〇秒六〇・七三一メートルの地点

33の地点

31の地点から二五三度〇二分四四秒二四・四四〇メートルの地点

34の地点

32の地点から三四一度四〇分五四秒七六・二二〇メートルの地点

35の地点

33の地点から二七度一四分〇〇秒三・四九〇メートルの地点

36の地点

34の地点から三四三度〇八分五七秒二〇・二八一メートルの地点

37の地点

35の地点から三一一度三三分五四秒三・三六六メートルの地点

38の地点

36の地点から三五一度五五分一三秒六・七四五メートルの地点

- 38の地点 37の地点から一〇三度一五分〇八秒一  
九・二二メートルの地点
  - 39の地点 38の地点から九度三四分三〇秒一二・  
七七五メートルの地点
  - 40の地点 39の地点から三一四度三五分二〇秒一  
二・七一メートルの地点
  - 41の地点 40の地点から三五八度一五分一二秒六  
・四六三メートルの地点
  - 42の地点 41の地点から七三度四二分一二秒三・  
〇二六メートルの地点
  - 43の地点 42の地点から九一度一三分二二秒四・  
四〇五メートルの地点
  - 44の地点 43の地点から五三度三五分二〇秒四・  
三七〇メートルの地点
  - 45の地点 44の地点から三二八度二五分一三秒一  
七・七八九メートルの地点
  - 46の地点 45の地点から二五九度〇二分〇八秒一  
一・四一九メートルの地点
  - 47の地点 46の地点から二七七度一五分一八秒八  
・〇二九メートルの地点
  - 48の地点 47の地点から三四三度二三分二九秒一  
三七・一〇一メートルの地点
  - 49の地点 48の地点から二八度二九分五九秒八二  
・六七六メートルの地点
- (三) 面積
- 八、二四一・八二平方メートル
- 四 埋立地の用途  
漁港施設用地
- 五 埋立ての免許の年月日及び番号  
平成二十二年十二月二十七日 二十二港島管第千四百  
十三号
- 六 法第二十二条第三項の市町村

神津島村

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申  
請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五  
条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認  
証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法  
第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に  
関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条  
において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり  
公告する。

平成二十八年一月八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年九月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本コーデイナーシヨントレーニ  
ング協会
- 三 代表者の氏名  
久保田 洋一
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都江戸川区中葛西三丁目三番三号 二F
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、子どもから高齢者・障害者・アスリート  
まで広く国民を対象として、コーデイナーシヨントレー  
ニングを普及することをめざして活動するものであり、  
国民各層に適應したプログラムの開発、指導者養成、普

及・交流活動等の事業に積極的に取り組みながら、我国  
における、子どもたちの運動能力の発達、各種競技スポ  
ーツの振興、高齢者等を含む国民の健康増進等に寄与し  
ていくことを活動の目的とする。(以上原文のまま掲  
載)

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十七年九月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人こらーるたいとう
- 三 代表者の氏名  
加藤 眞規子
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都港区北青山三丁目二番五号 NH青山ビル四階
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、児童養護施設や児童青少年矯正施設に入  
所している青少年や非行少年に対して、施設への慰問や  
レクリエーションを実施する事業等を行い、彼らが前向  
きな気持ちを持ち、自立した社会生活を送ることができ  
る大人になるように導くことを目的とする。(以上原文  
のまま掲載)

四 主たる事務所の所在地

東京都墨田区向島三丁目二番一号 向島パークハイツ

一階

五 定款に記載された目的

本法人は、精神障害者等に対して相談および生活支援、権利擁護、ヘルパー養成講座、介助者派遣に関する事業を行い、もって障害者の自己実現と権利擁護を図り、個人の独立と尊厳等人権が守られる社会の実現を目指すものである。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十七年九月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あだち

三 代表者の氏名

原木 慶子

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区千住仲町二十四番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、知的障害をもつ人たちが安心して足立区という地域で暮らしていける環境を提供していけるよう支援し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年一月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

小平市天神町四丁目二百二十三番一及び同番八十の一部

小平市天神町四丁目七番二十六号

岩淵 昇二

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001